

学校生活のきまり

生活指導部

1. 登校・下校

- (1) 午前7時から始業の予鈴（8時20分）までの間に登校する。8時25分以後は遅刻とする。遅刻した者は、すみやかに教室に入ること。ただし、15分以上遅刻した者は欠課扱いとなる。
- (2) 下校時刻は年間を通じて午後5時とし（休業中は午後4時半）以後の居残りは原則として認めない。ただし、部活動特別居残り活動届により認められたものについては、担当教員の責任のもと、午後6時まで最終下校時刻を延長することができる。自習室での自習は午後7時までとする。
- (3) 始業時刻から終業時刻まで外出しないことを原則とする。ただし、特別の理由があって外出する者は、担任（担任不在の場合は生活指導部、直接教科に関する場合はその教科担任）より外出許可を得る。
- (4) 早退をする場合は担任（担任不在の場合は他の学年担任）の許可を得て下校する。
- (5) オートバイ・自転車による通学は禁止する。
- (6) 土曜・日曜・祝日等の休校日は登校しないことを原則とする。

2. 服装・頭髪

- (1) 本校生徒は本校の定める ※制服を着用する。
- (2) 夏期（6月～9月）には、上衣なし及びグレイ色のズボン・スカートも許可される。（シャツの色は白色に限る。）

- (3) パーカーは不可。カーディガン、セーターは制服の下に着る場合、可。色は単色で白、黒、灰、茶、クリーム、紺。ポロシャツ、及びカラーシャツは不可。
 - (4) 休業中に登校する場合も平常と同様、定められた制服で登校する。
 - (5) やむを得ない事情で前記以外の服装をする場合には、諸届欄にその旨を記入し学級担任の許可を受ける。
 - (6) 本校制定のバッジは必ず着用する。（夏期は不要とする。）
 - (7) コート・靴等は華美なものはさける。
 - (8) 頭髪に手を加えてはならない。
- （附記） やむを得ない場合とは、けが、病気、服の紛失、破損及び洗たくなどをいい、期限付きで許可する。

※「入学のしおり」にあるとおり。

3. その他

- (1) 教科担任不在による自習の際は教室又は指示を受けて図書館で学習し、運動場へは出ない。
- (2) 登校・下校の際は掲示物に注意を払う。
- (3) 校内設備並びに教具等を破損した場合には、関係の先生に申し出て指示を受ける。場合によっては弁償の責任を負うこともある。
- (4) 所属教室、所属部室以外の場所の使用を希望する場合には、あらかじめ許可を得ること。
- (5) 所持品の管理に留意し、必ず学年、組、氏名を記入する。（教室移動の際、貴重品は必ずロッカーに入れて施錠するか、現場に持っていくこと。）
- (6) 掲示物については、生活指導部の指導の下、および認印を貰った上で、所定の場所に掲示する。
- (7) 印刷物の配布については事前に生活指導部の許可を得る。